

鳥取大学乾燥地研究センター 平成29年度 共同研究公募要項

鳥取大学乾燥地研究センターは、平成21年6月に共同利用・共同研究拠点「乾燥地科学拠点」として文部科学大臣より認定を受け、これまでの乾燥地科学研究への貢献が高く評価されたことにより、平成28年度以降も引き続き、乾燥地科学拠点として認定の更新が認められました。

これに伴い、一層の国際化及び人材育成を推進するため、海外研究者を招聘して行う新たな国際教育・研究プログラムなどの取組みを実施するとともに、引き続き、乾燥地科学のさらなる発展の基礎となる共同研究、及び乾燥地科学分野における研究者コミュニティの拡大・深化に資する研究集会を下記のとおり募集します。

1. 研究種目

A. 特定研究

本センターが戦略的に進め、国際的かつ学術的にも重要と認められる下記に示す特定の研究課題について、研究代表者及び研究分担者が下記の対応教員と緊密な連携を図りながら行う共同研究。

研究期間：原則2年間（2年目の公募時に継続申請が必要）

研究課題：以下に掲げる2課題

- ① 中国黄土高原における森林の水利用及び物質循環に関する研究

（対応教員：教授 山中 典和）

- ② ミャンマー中央乾燥帯における複数生業による生計向上のための村落開発についての研究

（対応教員：准教授 安田 裕）

B. 重点研究

将来的に大型の研究資金獲得、または優れた研究成果が期待されるもので、別紙1に掲げる研究対象領域に沿った研究課題を申請者（研究代表者）が設定し、研究代表者及び研究分担者が本センター対応教員と協力して行う共同研究。

研究期間：原則2年間（2年目の公募時に継続申請が必要）

C. 一般研究

乾燥地科学における新たな展開が期待される先駆的な研究、または本センターの施設・設備を利用した研究であって、申請者（研究代表者）の独創的かつ自由な発想に基づく、課題提案型の共同研究。研究代表者及び研究分担者が本センター対応教員と協力して行う。

研究期間：最長2年間（2年目の公募時に継続申請が必要）

D. 若手奨励研究

次世代の乾燥地科学を担うことが期待される若手研究者（研究開始年度4月1日時点で39歳以下の研究者）の優れた着想に基づく、課題提案型の共同研究。研究組織は、若手研究者である申請者（研究代表者）及び研究分担者、本センター対応教員で構成される。

研究期間：最長2年間（2年目の公募時に継続申請が必要）

E. 研究集会

新たな研究プロジェクトの立ち上げや、新規に研究資金を獲得するための情報交換、研究者間交流の奨励等を目的として、本センターと開催する集会。申請者（研究代表者）と1名以上の分担者が本センター対応教員と協力して実施するものとする。開催場所は、本センター以外も可とする。

実施期間：1年間

2. 経 費

本共同研究に直接必要となる経費に限り、申請及び使用が可能です。当該経費は、予算の範囲内で鳥取大学の各規則、規定等に基づき、本センターにおいて支出します。なお、研究種目毎の申請可能な費目、申請上限額等の目安は以下のとおりです。（申請時に目的外の経費が計上されている場合、当該経費の申請額は不要経費として取扱います。）

表1. 研究種目別の内容

研究種目	研究費	集会開催費	旅 費				申請上限額 ／採択件数
			国内旅費		外国旅費		
			センター まで	学会 発表	調査 研究	学会 発表	
A	○	×	○	○	○	○	年間150万円 継続を含め合わせて 5件程度(1件)
B	○	×	○	○	○	○	
C	○	×	○	○	○	○	年間30万円 継続を含め50件程度(29件)
D	○	×	○	○	○	○	年間50万円 継続を含め7件程度(6件)
E	×	○	○	×	×	×	年間50万円 2件程度

(注) () 内の件数は、平成29年度における継続見込みの件数を示す。

また、以下の大型設備について、利用料（以下、大型設備利用料という。）を共同研究経費にて負担いただきますので、利用予定の場合は必ず経費内訳に計上して申請してください。（設備名、使用予定日数、1日当たりの単価、金額を記入してください。）

ただし、大型設備利用料は本共同研究経費または本学が予算管理するその他経費以外では負担（支出）することが出来ませんので、ご注意ください。

表 2. 大型設備利用料の料金単価

大型設備名	1日当たりの料金単価
① 乾燥地植物地球温暖化反応解析システム	@ 549円/日
② 乾燥地環境再現実験設備（亜熱帯砂漠シミュレーター）	@ 1,465円/日
③ 乾燥地環境再現実験設備（冷涼帯砂漠シミュレーター）	@ 1,574円/日
④ 砂漠化機構解析風洞システム	@ 486円/日
⑤ 乾燥地植物気候変動応答実験設備	@ 832円/日

費目毎の注意事項（申請時及び採択後）

■研究費

- ・ 物品については、消耗品（単価10万円未満の物品全て、及び単価10万円以上の物品のうちおよそ1年以内に消耗する物品）に限ります。
- ・ 下記の項目等については、予算計上及び支出することはできません。詳細は、事務手引きをご参照ください。
 - 各所属機関で整備すべき設備・備品（事務机、椅子、本棚、実験台等）
 - 汎用的な事務機器（パソコン、プリンタ等）
 - 毒物・劇物、医薬品等
 - 継続的に実施する研究補助、事務補助等に係る人件費
 - 書籍（雑誌、地図、辞書等の消耗品扱いの書籍を除く。）
- ・ 謝金については、調査補助謝金、論文校閲謝金、翻訳謝金、指導助言謝金が予算計上可能です。（学生の場合を除く。）
- ・ 経費を使用する際は、購入を希望する物品、役務、業務委託等の情報もしくは見積書の写しを対応教員宛に送付してください。
- ・ 見積書・納品書・請求書の宛名は、「鳥取大学」宛としてください。
- ・ 本学契約課より発注後、指定された場所に納品されます。納品場所が共同研究員の所属機関の場合は、当該機関にて検収を行い、検収印（検収日が分かるもの）と受領印を押印して、納品された月中に必ず対応教員に送付してください。
- ・ 大型設備利用料については、四半期経過後、翌月15日頃に利用実績額を研究費の執行額として計上します。ただし、1～3月分については、3月の利用見込みを含めて3月15日頃に計上します。（3月の利用予定に変更のある場合は、2月中に対応教員までご連絡ください。）

■集会開催費

- ・ 下記の項目について、予算計上及び支出することが可能です。ただし、共同研究者に対する謝金を支給することはできません。
 - 会場借上げ費用
 - 講演謝金・講演者に係る旅費（外国人招聘旅費も計上可能です。）
 - その他、集会開催に直接必要な経費（例：講演謝金、印刷代、文房具等）

■旅 費

- ・ 国内旅費は、本センターまでの旅費（研究打合わせ、共同研究の実施、共同研究発表会参加等）、及び本共同研究の成果発表（学会等）のための旅費に限ります。
- ・ 外国旅費は、調査研究旅費、又は成果発表（学会等）のための旅費に限ります。但し、研究種目Eにおいては、予算計上及び支出することはできません。

- ・ 研究種目C及びDの共同研究発表会の発表者参加に係る旅費については、各研究課題につき1名まで研究費とは別に旅費を助成いたしますので、予算計上は不要です。
- ・ 上記の目的以外のための旅費（特に、本センター以外での研究打合わせ）は、予算計上することはできませんので、ご注意願います。
- ・ 研究代表者、研究分担者及び対応教員以外の旅費を支出することはできません。
- ・ 国内旅費を成果発表（学会等）に支出する場合は、本共同研究の成果発表であることが確認できる書類（要旨集等の写し）を対応教員に提出してください。
- ・ 事務処理簡素化のため、出張依頼書は原則として送付しませんので、ご了承ください。（特に必要な場合は、事前にご連絡ください。）

3. 申請・参加資格

(1) 研究代表者

研究代表者として、申請資格を有する者は以下のとおりです。ただし、民間企業の場合は、別にご案内する手続きにより随時お申込みください。

- ①. イ～ニのうちいずれかに該当する機関に所属し、各所属機関の職務の一環として本共同研究を実施できる者
 - イ. 国公立の大学、大学院、短期大学及び高等専門学校
 - ロ. 大学共同利用機関
 - ハ. 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人の設置する試験研究機関
 - ニ. 国又は独立行政法人の設置する省庁大学校
- ②. 上記①にかかわらず、本センター長が特に適当と認める者

(2) 研究分担者

研究分担者は、研究代表者、対応教員とともに研究組織を構成する者で、研究代表者と協力しつつ、分担して採択された課題に関する研究を行う者のことをいいます。研究分担者として、研究組織に参画させることのできる者は以下のとおりです。

- ①. 上記（1）に掲げる申請資格を有する者
- ②. 上記（1）①イ～ニのうち、いずれかに該当する機関に所属する大学院生、又はこれに準ずる学生等（但し、指導教員等の許可を得ること）
- ③. 日本国外における①又は②に相当する者

(3) 研究組織の変更

研究代表者の変更、研究分担者の追加等が必要となる場合は、変更・追加する者の氏名・所属・職名、および理由等を事前に共同利用係まで連絡願います。

4. 重複申請の制限

同一の申請者（研究代表者）において、研究種目A、B、C、Dのうち、いずれかの研究種目から1件と、研究種目Eから1件の申請が可能です。

但し、研究種目AとC、BとCとの重複申請は可としますが、研究種目AとBの重複申請は不可とします。また、研究種目A又はBに採択された場合は、研究種目Cへの申請は取り消しさせていただきます。

5. 申請方法（※平成28年度より変更となりましたのでご注意ください。）

申請者は、事前に対応教員（別紙2参照）の許可を得て十分に打合わせを行い、所属長等（学部長又は部局長等で可）の承認を得た上、申請書（様式1）Wordファイルを電子メールにて提出してください（2MB以内）。また、申請書様式は、センターHP（<http://www.alrc.tottori-u.ac.jp/japanese/activity/kyoudo/29youkou.html>）からダウンロード可能です。

6. 提出先（電子メール）

鳥取大学乾燥地研究センター共同利用係

E-mail : j_research@alrc.tottori-u.ac.jp

（メールタイトルは「平成29年度共同研究課題申請書（申請者氏名）」としてください。）

7. 応募締切

平成29年1月31日（火）

8. 選考

採否及び採択額は、申請内容、予算状況等を検討・勘案の上、学外有識者を含む共同研究委員会において審議の上決定します。なお、前年度の共同利用研究成果報告書の提出状況により、採否及び採択額等において不利となる場合がありますので、ご了承願います。

9. 採否の通知

平成29年4月上旬に、申請者（研究代表者）に郵送で通知します。

10. 共同研究の成果発表

本共同研究による研究成果を公表する際には、当該論文・報告等に謝辞として「本共同研究により得られた成果である旨」を必ず明記し、課題番号を含めて記載してください。なお、謝辞の記載例は以下のとおりですので、記載の際の参考としてください。ただし、二重下線部分については、必ず記載してください。

（例）和文の場合

本研究は鳥取大学乾燥地研究センター共同研究（課題番号No. #####）の助成を受けたものです。

英文の場合

This study was [partly] funded by the Joint Research Program of Arid Land Research Center, Tottori University (課題番号No.#####).

（「This study was [partly] funded by ALRC, Tottori University (課題番号No.#####).」も可とします。）

※当該論文ないし報告等の別刷または写し1部を本センターに提出してください。また、研究成果の発表の際には、可能な限り本センターのロゴマークを付記してください。

（ロゴマークは、次のURLからダウンロードしてください。<http://www.alrc.tottori-u.ac.jp/japanese/activity/kyoudo/alrcmark.html>）

11. 研究成果・研究集会の報告について

共同研究の研究代表者は、平成30年3月30日（金）までに、研究成果・研究集会の

報告書(様式2)を作成し、電子メールにてWordファイルを提出してください(2MB以内)。
また、報告書様式は、センターHP (<http://www.alrc.tottori-u.ac.jp/japanese/activity/kyoudo/29youkou.html>) からダウンロード可能です。

(メールタイトルは「平成29年度共同研究課題報告書(申請者氏名)」としてください。)

なお、報告書に記載した内容は、本センターのAnnual Report(年報)及びウェブサイトに掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

1.2. 共同研究発表会について

研究種目A・Bの研究代表者は毎年必ず、C・Dの研究代表者は研究期間中に1回以上、共同研究発表会(※平成29年12月2日(土)～3日(日)に開催予定)に参加し、研究成果の発表(ポスター発表または口頭発表)を行ってください。所要経費として同発表会の参加旅費を申請時に計上されている場合、必ずご参加願います。研究種目C及びDの発表会発表者の参加に係る旅費については、各研究課題につき1名まで、研究費とは別に旅費を助成いたします。

発表会発表予定者以外の参加に係る旅費は研究費で計上可能ですので、申請の際は忘れず計上してください。

※「乾燥地科学共同研究発表賞」について

発表会の開催期間中、共同研究発表会における優秀な発表を表彰します。

1.3. 知的財産権の取扱い

本共同研究によって知的財産を創出した場合は、出願等を行う前に対応教員及び研究分担者にご連絡ください。併せて、所属機関の知財担当部署へのご連絡をお願いいたします。権利の持ち分、出願手続き等については、協議の上決定します。

1.4. その他

- (1) 本学以外の共同研究員が研究を遂行する際に受けた損失、損害に関しては、原則として各所属機関で対応するものとし、本学は一切の責任を負いません。また、学生が共同研究に参画する場合は、傷害保険「学生教育研究災害傷害保険」等に加入してください。
- (2) この公募要項に関して、または事務手続きについて不明な点が生じましたら、下記までご照会ください。

TEL: 0857-23-3411 (共同利用係)

FAX: 0857-29-6199

乾燥地研究センターの概要、活動内容等については、乾燥地研究センターのウェブサイト(<http://www.alrc.tottori-u.ac.jp/>)をご覧ください。